

論点整理に対するコメント

4月24日現在案

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」（平成21年2月6日公表）

2. コメント募集期間

平成21年2月6日～平成21年4月13日

3. 論点整理を踏まえた公表物の名称及び公表時期

未定

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL1	(株) ジャフコ
CL2	有限責任中間法人 流動化・証券化協議会 会計小委員会
CL3	(社) 不動産証券化協会
CL4	(社) 日本貿易会 経理委員会
CL5	あずさ監査法人 監査実務従事者グループ
CL6	新日本有限責任監査法人 会計監理部
CL7	全国銀行協会
CL8	(社) 不動産協会 企業財務・会計委員会
CL9	(社) 信託協会
CL10	(株) プロネクサス プロネクサス総合研究所
CL11	(社) 日本経済団体連合会 経済第二本部
CL12	有限責任中間法人 日本ベンチャーキャピタル協会
CL13	あらた監査法人 アシュアランス業務部門品質管理部 アカウンティング・サポート・グループ
CL14	日本公認会計士協会

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応案

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。

また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
全体的な事項		
1) 今後の方向性に賛成	論点整理で示されている各論点（【論点2】を除く。）について、検討を行うことが適切と考える。また、いずれの論点についても、論点整理の「今後の方向性」において示された事項に同意する。なお、いずれにおいても、IASB から公表されている ED10 に対する検討の状況を踏まえることが合理的である。	
【論点1】 支配の定義と支配力基準の適用について		
2) 支配の定義（論点整理 22 項）とその適用の考え方（論点整理 23 項及び 24 項）	<p>支配の定義を、事業を営む典型的な企業のみならず、SPE についても包含されるよう見直すことに賛成である。支配の要件を区分するとした場合には、事業会社と SPE とを明確に定義する必要が出てくるが、事業を営む典型的な企業と SPE とを区分する明確な基準を設けることは実務上難しいためである。しかしながら、両事業体は組織実態が全く異なるため、特に、SPE に対する支配力基準の具体的な適用に資するよう、追加の要件（解釈）を設けるとともに、当該追加の要件（解釈）を設けるに当たっては、事業を営む典型的な企業と SPE の何れに該当するか判断に迷うような中間的な性格を有する組織も想定されることから、実務的な適用に配慮した具体性を持ったものとする必要があると思われる。</p> <p>支配の定義について、パワーの要素とリターンの要素の両方を考慮して支配を判定すること（論点整理 22 項）について同意する。リターンの要素を考慮することは、特に SPE 等の議決権により支配を判定することが困難な企業について、実質的な支配を判定する上で有用である。また、24 項において指摘されているように、代理人関係において支配の評価を行う上で、リターンの要素を考慮することは重要であると考えられる。ただし、パワーの要素とリターンの要素は表裏一体であり、対象とする事業体において両者をどのように適用していくのかについては、実務適用を念頭において整理していく必要があると考えられる。</p> <p>連結会計基準における支配の定義を見直し、事業を営む典型的な企業のみならず、SPE に対する支配についても定義上包含される、より明確な考え方に変更する今後の方向性に同意する。しかし、論点整理で取</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>り上げている、「パワーの要素」と「リターンの要素」の両方を含む定義に変更する場合には、すべての事業体に対してより明確に、かつ、具体的に「支配」の判定ができる会計基準の開発を行う必要がある。</p> <p>「パワーの要素」及び「リターンの要素」については、論点整理 17 項で説明されているが、ここで記載されている限りにおいて、非常に概念的な内容であり、また、両方の要素をどのように関連させて判定すればよいか分かりづらく、具体性に欠けるものである。実際に基準として規定され、この考え方により「支配」の判定を行う場合には、「連結財務諸表に関する会計基準」7 項に規定されているような詳細な内容の明示が必要であり、それが示されないと実務が機能しないものとする。したがって、新たな会計基準の開発に当たっては、IASB 公開草案に記載されている「パワーの要素」と「リターンの要素」の定義を可能な限り、具体的な内容によって明示することにより、実際に当該会計基準を利用する者が、誤解を供なした解釈をすることなく、正確に「支配」の判定ができるような配慮を期待するものである。</p> <p>論点整理 23 項の検討の方向性について特段異論はないが、実務に与える影響に配慮しつつ、国際的な会計基準との整合性を踏まえて、検討を進めていただきたい。</p> <p>支配の定義についての現行基準は何が問題であるのかを明らかにし、その上で定義の変更について議論すべきと考える。支配の定義に「パワー」や「リターン」といったなじみのない語句が使われており、これらの言葉が意味する内容を正確に理解できないおそれがあるため、現行の支配力基準を変更すべきか否かについての判断が困難と思われる。そのため、日本語で言い換えて定義すること、及び具体例を用いて説明することが必要と考える。</p>	
（リターンの要素）	<p>支配の定義にリターンの要素を加味することに賛成である。パワーはあってもリターンを享受しないような場合には、連結の範囲から除外することが妥当と思われる。ただし、「リターン」について、ED10 では、配当や子会社から分配されるその他の経済的な便益、親会社に帰属する子会社の価値の変動、契約による報酬その他、自らの資産と子会社の資産とを組み合わせて自らの価値を増加させるようなことや費用の削減も含まれるとされており、非常に幅広い解釈が生まれる可能性があるため、より具体的な説明が必要と思われる。</p> <p>連結会計基準の支配の定義において、リターンの要素を加味することについては賛成である。ただこの点について、論点整理 23 項で、我が国の支配力基準を引き続き適用することが適当であると結論付けるに</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>は、説明が不十分であると考え。我が国の会計基準ではリターンに関する具体的記述はない。IASB 公開草案にあるリターンの要素により子会社ではないと判断される事業を営む典型的な企業に対し、現行日本の支配力基準では形式的な解釈がなされ子会社に該当するような場合があると考えられる。よって、現行の支配力基準をそのまま適用することが適当であるとする根拠につき追加説明いただくとともに、IASB 公開草案にあるようにリターンの要素を明確にするべきと考える。</p> <p>「リターンの要素」は抽象的概念であるので、実務対応が可能となるよう具体化（数値基準の導入や測定の対象となる項目の列挙等）していただきたい。現行の支配力基準においては、金融機関が通常の営業として行う融資取引は適用除外としているが、「リターンの要素」の導入に当たっても、同様の規定を設けていただきたい。</p>	
<p>（事実上の支配に関する ED10 との異同）</p>	<p>支配の定義が変更された場合でも、緊密な者や同意している者の考え方をを用いて、事実上支配している企業を連結の範囲に含めるとする考え方を継続して適用すべきである。ただし、「事実上の支配」の概念について、ED10 における議決権の過半を有しない場合の活動の左右するパワーである、いわゆる” de-facto control “は、「事実上の支配」と翻訳されるものの、「報告企業が他のいかなる企業よりも多くの議決権を有し、かつ、報告企業の議決権が、報告企業に当該企業の戦略的な営業及び財務の方針を決定するのに十分である場合（ED10 27 項）」を指しており、内容が異なる可能性もあるため、今後公開草案の段階では、当該概念について差異があるのか無いのかについても明確にすべきである。</p>	
<p>3) 事業を営む典型的な企業における支配力基準の適用の仕方（論点整理 23 項）</p>	<p>論点整理 22 項において、支配の定義についてパワーの要素とリターンの要素の両方を含む定義に変更することが検討されているが、定義が変更された場合にも、現在の一般事業会社における連結ルールへの影響がないことを確認したい。</p> <p>連結の範囲に含めるか否かについて、現行の会計では他の企業の意思決定機関を支配しているかで判定する（連結会計基準 6 項）ものと思われるが、この判定にあたって、【論点 1】に掲げられている「支配の定義と支配力基準」の考え方を取り入れることを予定しているのかどうかについて教示いただきたい。</p> <p>事業を営む典型的な企業について現行の支配力基準の適用の仕方を変えない場合、緊密な者や同意している者の考え方をを用いた支配力概念がリターンの要素を考慮している（論点整理 23 項）としているが、リターンの要素を具体的にどのように考慮していくかについては、国際的な会計基準との関係を整理してお</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>くことが必要と考える。なお、実務上、事業を営む典型的な企業については、リターンの要素を考慮することにより支配の範囲が拡大することは多くないと考えられるが、支配の判定プロセスにおいて負担が過度に増えることのないように配慮が必要である。</p>	
<p>4) SPE における支配力基準の適用の仕方 (論点整理 23 項)</p>	<p>通常の事業会社と SPE に適用可能な単一の基準を策定すべきと考える。SPE について特段の考慮が必要であれば、その枠内で考慮事項としての指針を設けるべきと考える。当初から通常の事業会社と SPE を分離し、それぞれについて異なる支配の判定基準を設けた場合、「SPE に該当するか」「それぞれの基準の中で支配をどのように考えるか」という 2 段階の判断を伴うため、判断の過程が複雑となり、会計処理の一貫性を欠くことが懸念される。従って、SPE を定義してこれに対して支配の別の判定基準を策定するのではなく、通常の事業会社と SPE に共通して適用可能な単一の基準を策定すべきと考える。なお、論点整理 67 項で SPE の支配の有無を判定する指針を検討しているが、共通して適用可能な単一の基準の枠内での考慮事項として策定することも有用であると考え。</p>	
<p>5) 代理人として機能している場合における支配力基準の適用の仕方 (論点整理 24 項)</p>	<p>支配をパワーの要素とリターンの要素の両方を含む定義に変更することによって、リターンの要素が乏しく代理人として機能している者がパワーの要素のみによって他の企業を支配している場合があるという実務上の解釈が整理されるとされているが、リターンを享受しない場合を代理人として機能しているとみるのか、いわゆるゼロパーセント連結との関係も含め、「代理人」の定義及びその取扱いを明確化する必要がある。</p> <p>論点整理 24 項において、「他の企業に対する支配をパワーの要素とリターンの要素の両方を含む定義に変更することによって、リターンの要素が乏しく代理人として機能している者がパワーの要素のみによって他の企業を支配している場合があるという実務上の解釈や、いわゆるゼロパーセント連結の具体的な運用についても、整理されるものと考えられる」とあるが、整理の考え方と齟齬が生じないよう実務対応報告 20 号などの関係する会計基準についても必要な見直しをして頂きたい。</p>	
<p>【論点 2】連結対象となる企業について</p>		
<p>6) 組合の会計処理</p>	<p>論点整理 37 項 (2) において提示されている、いわゆる総額法によって個別財務諸表上の会計処理を行っている場合は、組合や信託を連結の範囲に含めるかどうかの対象としない（会社に準ずる事業体には該当しない）ものとするとの考え方に、①金融商品取引法の改正、②財政状態及び経営成績の適正な表示の観</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>点から賛同する。</p> <p>論点整理 37 項において、匿名組合への出資者の個別財務諸表における取扱いを原則として総額法にしてはどうかという記載があるが、匿名組合については、組合の財産等については営業者に帰属し、出資者である組合員が営業者の財産等を自己のものとして認識することはないことから、脚注 14「商法上の匿名組合では、単に、匿名組合員による出資を受けた営業者が匿名組合に関する営業によって生じた利益を分配するものであるため、匿名組合への出資者はむしろ原則として純額法とすることも考えられる」との記載どおり純額法とすることが望ましいと考える。</p> <p>不動産証券化において広く活用されている匿名組合（TK）と合同会社（GK）を組み合わせたいわゆる GK-TK スキームにおいて、連結を行う場合、TK を連結するのか、GK を連結するのか取扱いが明確になっていないという指摘がある。そのため、倒産隔離を図るために中間法人が保有する議決権の考え方や「のれん」などの取扱いも含め、GK-TK を連結する際の考え方、取扱いについて明確にして頂きたい。</p>	
7) 信託の会計処理	<p>今後、会計基準等を見直す場合の方向性について、信託と組合の会計処理については、経済的な機能が類似している場合もあるが、両者の差異や社会的ニーズを適切に考慮した上で検討を進めていくものと認識している。それらを踏まえた上で、実務対応報告 23 号に沿った内容で検討を進めていく趣旨の整理がなされていることから、実務対応上の合理性の観点、信託事務処理の適正性の観点からも、この整理の方向性に異論はない。</p>	
8) 組合と信託における個別と連結の関係	<p>論点整理 37 項における出資者又は受益者の扱いについては、今後の方向性で示された考え方を十分に説明すべきと考える。現行実務では個別財務諸表で純額法を採用している例が多いと認識しているが、この考え方は 37 項に示す個別財務諸表では総額法、連結財務諸表では個別における総額法を前提に連結の範囲に含めないという扱いが、現行実務と大きく乖離する方向であるため、考え方の背景を十分に説明すべきである。特に①連結の範囲と個別財務諸表上の会計処理は別ではなく、併せて検討することが必要である背景、②連結財務諸表を作成していない場合の個別財務諸表の扱い、及び③個別財務諸表で純額法を採用した場合と連結の範囲の問題（論点整理 37 項また書き）も併せてその考え方を示すべきであると考え</p> <p>・論点整理では、組合への出資者の個別財務諸表上の処理の原則が、純額法から総額法に変更されたもの</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>と読むことができるが、変更されたとの理解でよいか。また、変更された背景・趣旨等について教示いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合への出資につき個別財務諸表上総額法による処理を行った場合は、連結財務諸表において当該組合を連結の範囲に含めない取扱いを受けることができるものと読むことができるが、この理解でよいか。このような取扱いは、個別財務諸表においていわゆる総額法を採用しているベンチャーキャピタル会社の経営成績及び財務状態を適切に表すことに資するものと考えられる。他方、総額法による処理を行った個別財務諸表は、組合について比例連結を行った連結財務諸表と実質的に同等なものと考えられる。 ・論点整理に従うと、結果的に組合について比例連結を行ったのと同様の結果となると思われるが、総額法による処理を行った個別財務諸表と比例連結の関係についてどのように整理されるのかを教示いただきたい。 ・論点整理 37 項(2)では、「いわゆる総額法によっている場合、出資者又は受益者に帰属する分は、その個別財務諸表において既に反映されているため、組合や信託を連結の範囲に含めるかどうかの対象としなく略>ものとするのが考えられる。」とされているが、改めて、論点整理上では、どのような経済実態から総額法・純額法の選択がなされることを想定されているのか、教示いただきたい。また、折衷法を採用している場合の連結対象にかかる取扱いについても教示いただきたい。 ・論点整理 37 項では個別財務諸表上で総額法を選択した組合はそのまま連結対象外とされ、純額法を選択した組合について連結範囲の判定対象とするとされているが、個別財務諸表上での総額法と純額法との選択基準たる経済実態と、連結財務諸表上での連結範囲の判定基準との間において齟齬が発生しないかどうか、言い換えると、個別財務諸表で総額法を採用した場合に、自動的に連結の範囲に含める対象としないとする取扱いの理論的な背景ないしは整合性について教示いただきたい。 <p>信託および組合については、法的形式から一般事業会社とは異なる取扱いをされてきたと考えられるが、連結財務諸表においては支配の実態に応じて会計処理を行う必要があると考えられる。論点整理では、組合への出資者や信託の受益者は、法律上の取扱いに加えて経済的な実態を考慮し、原則としてその財産や損益が出資者又は受益者に帰属するように会計処理されているという特徴があるため、今後原則として個別財務諸表において総額法により処理し、連結財務諸表においてもそのまま反映する（いわゆる比例連結</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>と同じ結果となる）という案が示されている（論点整理 37 項）。しかしながら、連結財務諸表においては結果的に信託や組合という法的形式による画一的な取扱いを定めるよりも、一般事業会社と同様の支配の定義に基づく、実態に応じた会計処理を行う観点から整理されるべきと考えられる。</p> <p>組合への出資者の会計処理及び信託の受益者の会計処理に関し、前者については、「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関する Q&A」Q12 の A において、民法上の組合について、組合等に対する出資等に対応する数値が個別財務諸表に反映されていることと、子会社に該当し連結の範囲に含まれることとは別個に判断すべきとされている（実務対応報告 20 号 Q1 の 3. 参照）。他方、後者については、その信託財産に係るすべての損益が当該受益者に帰属し、改めて子会社や関連会社に該当するか否かについて判定する必要はない（実務対応報告 23 号 Q2 の A 脚注 7）とされ、個別財務諸表の会計処理が連結財務諸表上の取扱いに影響するとする考え方によっていることから、現状、組合への出資者と信託の受益者の会計上の取扱いが整合していない。したがって、まずはこの点を明らかにしたうえで、組合への出資者や信託の受益者の会計上の取扱いを整合させる必要があると思われる。ただし、論点整理上、組合や信託の会計処理について、個別財務諸表上の会計処理と連結財務諸表上の取扱いの問題について連結上の取扱いを中心に整理が行われているが、これらは必ずしも同質の問題とは考えない。したがって、組合や信託の連結上の取扱いと個別の会計処理ができる限り整合するように両者を見直していくという方向性には賛同するが、このような方向性を示すこととなった理由及び背景について、問題点の整理が必要と考える。</p> <p>また、組合、信託が関連会社となる場合の個別、連結の会計処理についても整合性についての検討が必要と思われる。</p> <p>論点整理の今後の方向性に同意する。しかし、出資者又は受益者における会計処理として、個別財務諸表において総額法によることが困難であるために純額法によった場合、連結財務諸表においては、組合や信託を連結の範囲に含めるとする考え方が示されているが、この議論は、個別財務諸表上の問題と連結財務諸表上の問題とを混同した議論であり、整理が必要である。37 項また書に、「また、個別財務諸表上、いわゆる純額法によっている場合には、連結財務諸表では、組合や信託を連結の範囲に含めるかどうか検討することが考えられる。」と記載があるが、組合や信託が連結の範囲に含まれるか否かの問題と、個別財務諸表上の会計処理の問題とは同質の問題ではないと考える。個別財務諸表上で、組合や信託について総</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>額法で会計処理するか、あるいは純額法で会計処理するかに関わらず、連結財務諸表上の問題としては、当該組合や信託に対する「支配」の判定がされ、子会社となれば、当然にそれらは連結の範囲に含まれるものである。したがって、組合や信託を「支配」の判定基準によって連結の範囲に含める問題と、個別財務諸表上の会計処理の問題とは整理して検討すべきであり、連結の範囲の問題の中で検討すべきではないと考える。</p>	
<p>9) 個別事例への適用</p>	<p>新たな自社株式保有スキームに関して必要と思われる実務上の取扱いについても明らかにされており、今後の実務に有用と考えられることから歓迎する。</p> <p>脚注 10 において他益信託に関する整理がなされているものの、現行、「新たな自社株式保有スキーム」に関する会計上の取扱いは必ずしも明確化されていない。例えば、総額法によって会計処理を行った場合、残余財産の分配を資本/損益取引とするかどうかについて、企業の取扱いが異なる可能性がある。また、「委託者の財産として処理すべきかどうか」の解釈にバラツキが生じることも懸念される。財務諸表利用者の意思決定に資するためにも、「新たな自社株式保有スキーム」に関する会計上の取扱いを示していただきたい。</p> <p>論点整理の公表に際しての「論点整理の概要」の脚注 2 において、「新たな自社株式保有スキーム」に関して必要と思われる取扱いを整理するとし、本文の脚注 10 が示されているが、論点整理で取り上げる内容ではなく、むしろ実務対応報告の категория に該当するものと考えられるため、実務対応報告として公表すべきである。</p>	
<p>【論点 3】 SPE の取扱いについて</p>		
<p>10) 支配の排他性</p>	<p>一つの SPE が A 社と B 社といった 2 社に連結されることはあり得るのかどうかについて、考え方について明確にして頂きたい。</p>	
<p>11) SPE の取扱いを削除すべき</p>	<p>資産の流動化に関する法律は当時の経済情勢に応じて立法されたものであり、見直すべきものである。また、本来会計基準はそのような特定の法律を対象にして作成されるべきものではない。従って、SPE に関する取扱いは削除すべきと考えられる。しかしながら、出資者等の子会社に該当しないものと推定する SPE の取扱いにつき、現在の問題点や国際的な会計基準の動向等を踏まえて当該取扱いを仮に削除した場合、緊密な者や同意している者の考え方をういた支配力基準が相当程度の幅をもって適用されることなどに</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>より、出資者等から独立しているものと判断することが適当であると考えられるものまでが子会社に該当する場合があると考えられる。こうした場合でも、支配力基準にリターンの要素を明確にする、スキームを例示する等により、連結対象とすることによる不都合に対する手当てを行っていただきたい。また、仮に当該取扱いにつき削除しない場合でも、現在の問題点に鑑み必要な要件や解釈の見直しを行って頂きたい。</p> <p>コンバージェンスの観点から推定規定を廃止することに賛成である。ただし、緊密な者や同意している者の考え方をういた支配力基準が相当程度の幅をもって適用されることなどにより、出資者等から独立しているものと判断することが適当であると考えられるものまでが子会社に該当するようなことがないように考慮する必要があるとされている（論点整理 60 項）点に関し、何をもって独立しているものと判断するのかについての考え方の整理が必要と思われる。</p> <p>連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」で示されている一定の条件を満たす SPE について、出資者等の子会社に該当しないものと推定する規定は削除する方向で検討を進めることに同意する。国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点も踏まえ、支配の考え方から連結の有無を実質的に判断すべきである。</p> <p>現在の「SPE の取扱い」を削除する今後の方向性に同意するが、今後新たに開発する「支配」の定義の中で、「パワーの要素」と「リターンの要素」の内容をより明確にすることにより、SPE に対しても特別な検討を経ずに「支配」の判定が行える会計基準を開発すべきである。そもそも現在の「SPE の取扱い」を削除する目的は、現行の支配力基準で規定されている支配の定義の中に、「SPE の取扱い」という例外規定が設けられたことによる弊害を排除し、SPE に対する支配についても定義上、包含する定義を確立することであると理解する。一方、IASB 公開草案も、IAS27 号と SIC12 号で異なる「支配」の定義を単一の「支配」の定義とすることを目的としている。このように、論点整理の目的から考えると、論点整理 66 項及び 67 項に記載されている検討内容は、「SPE の取扱い」に替わる例外規定を設ける結果に等しいものではないかと考える。すなわち、67 項に「自己の計算において当該他の企業の議決権を全く所有していない場合には、連結会計基準 7 項(3)から切り離して、さらに具体的な要件を加えることなどが考えられる。」と記載されているとおり、SPE に対しては、追加的な定義を検討しているものとする。新しい「支配」</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>の定義が、すべての事業体に対して、等しく支配の判定ができるものであるならば、その定義によって、ある SPE がその出資者等の子会社に該当した場合は、その判定に従うべきであり、SPE に限ってそれと異なる判定がされる考え方を別に設ける理由は見当たらない。また、66 項及び 67 項は、新しい判定基準の具体的な適用について記載していると説明されるのであれば、現在の「SPE の取扱い」も、現行の支配力基準の具体的な適用にあたっての記載であり、「SPE の取扱い」の内容は、SPE であれば子会社に該当しないと規定されてはおらず、あくまで子会社に該当しないと推定するとしているだけであるが、実際の実務においては、現状のような問題を生じさせている。したがって、今後会計基準の開発に当たっては、67 項のような記載が現在の「SPE の取扱い」と同じような扱いにならないような配慮を期待するものである。</p>	
<p>12) SPE の取扱いの削除は慎重に検討すべき</p>	<p>一般に資産流動化法に基づく特定目的会社（TMK）は、資産流動化計画に基づき運営されており、事業目的が限定されており、保有資産を売却した資金により追加で資産を取得することも法令で禁じられている等、活動内容が受動的であり、リターンを享受するものが議決権を全く所有しないことで、資産譲渡者、優先出資者など関与している者が倒産した場合でも TMK への影響が出ないよう倒産隔離が確保されている。また、GK-TK（匿名組合（TK）と合同会社（GK）を組み合わせたスキーム）と呼ばれる SPE の中には TMK と同様の運用が行なわれているものも多い。論点整理 60 項において「一定の要件を満たす SPE について、その出資者等の子会社に該当しないものと推定するという取扱いを削除すること」が検討されているが、上記のような特徴を持つ TMK やこれと同様の事業を営む GK-TK については、出資者等から独立しているものと判断することが適切である。従って、一定の要件を満たす SPE（TMK やこれと同様の事業を営む GK-TK）について、その出資者等の子会社に該当しないものと推定するという取扱いを削除するのではなく、たとえば一定の要件を見直すなど、修正、追記を行なうことでの検討を求めたい。また、仮に削除される場合には、上記のような出資者から独立しているものと判断することが適当である SPE が子会社に該当することが無いよう、明確な基準を設定して頂きたい。銀行では、不動産を保有した SPE を連結することにより銀行法の規制に抵触する可能性があるなど、SPE の取扱いについては、金融機関等の機関投資家にも大きな影響を与えることとなるため、投資意欲を減退させることのないよう慎重な検討をお願いしたい。</p> <p>「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（いわゆる旧 SPC 法）は、深刻な資産デフレが進</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>み、銀行・証券・建設業等を中心とする経営破綻が続出するなかで、不動産の流動化を促進し金融機能を回復させることを目的として創設された。「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三」もその一環として定められたものと理解している。「具体的な取扱い 三」は、SPE 設立後にアレンジャー等がその経営等に影響を与えることができないという実態を踏まえ、一定の要件の下でオートパイロットを連結対象からはずすもので理にかなっており、その後の不動産流動化に大きく寄与している。現在の市況は当時と同じく深刻なものであり、「具体的な取扱い 三」が削除されることとなれば、不動産流動化が阻害されるばかりか、SPE のリファイナンスにも支障を来たしかねず、経済に与える影響は極めて大きい。従って、「具体的な取扱い 三」は堅持されるべきものと思われる。国際的な要請等により「具体的な取扱い 三」を見直さざるを得ない場合には、本取扱いの修正・追記を行う方向での検討をお願いしたい。</p> <p>連結除外の取扱いは削除せずに、現行基準の設定趣旨どおりにルールを明確化・厳格化して運用していくべきと考える。例えば、SPE に資産を譲渡した会社が、当該 SPE が発行する証券の所有者である場合には、当該 SPE を連結除外とはしないことを明確にするなど、SPE から生ずるリスクとリターンが資産の譲渡人に帰属しない場合にのみ、連結除外となる趣旨を徹底すべきと考える。</p>	
追加検討①－流動化に関する会計基準等について		
13) 資産の消滅の認識	<p>連結の議論と金融資産の消滅の議論は同時になされるべきであり（米国的に金融資産の消滅の後に連結の議論を行うのか、IFRS のように連結の議論を先に行いその後金融資産の消滅を確認するのもも含めて）、時間的制約等理解は出来るものの SPC の連結のみが今回基準化された結果、実務において当該基準に抵触しないストラクチャーを組成したとしても後に金融資産の消滅や不動産の流動化に係る基準等の改正により、結果オフバランスが認められないような事象が生じ、証券化関係者の今回の努力が無駄になるようなことがないようご配慮いただきたい。</p> <p>資産の消滅の認識要件と連結の範囲の取扱いは別のものであるという考え方に同意する。金融商品の消滅の認識については IFRS でも米国会計基準でも審議が進められており、特に財務構成要素アプローチの米国会計基準がどうなるかにより、方向性が変わる可能性も考えられる。ただし、論点整理 64 項において、個別財務諸表において売却処理がなされない場合でも、SPE が連結の範囲に含まれるか考慮することに留</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>意する必要があるとされている点について、法律上は資産が譲渡されていても会計上は売却処理をせず譲渡担保付の金融取引とする場合、SPE に対しては担保提供しているにすぎないため、財規 8 条 7 項は適用できないものと思われることから、SPE への資産譲渡を個別上金融取引とする場合の連結上の取扱いや考え方を明確にすることが望まれる。</p>	
<p>14) 不動産流動化実務指針</p>	<p>不動産の流動化を促進するという観点から、いわゆる 5%ルールである会計制度委員会報告 15 号について堅持して頂きたい。また、SPE の連結の取扱いとこの不動産流動化実務指針との間で子会社と売却処理の関係について不整合が生じないように検討して頂きたい。</p> <p>日本のみがこのような複雑な基準を依然として有効としていることは日本企業の財務諸表の透明性にとってマイナスであるため、国際的な会計基準の動きを見極めた上で、早急にそれと整合的なものとすべきである。</p>	
<p>15) 個別事例への適用</p>	<p>財規 8 条 7 項を使っている場合のフルサポート流動化プログラムはスポンサー金融機関の子会社に該当しない扱いとしていただきたい。財規 8 条 7 項を使っている場合のフルサポート流動化プログラムは、スポンサー銀行の個別財務諸表のバランスシート及び注記においてすでにプログラムの資産総額全額をコミットメントライン等として計上していることから、非連結とすることにおいて論点整理 56 項のような問題は考えにくい。実態的に論点整理 37 項(2)の考え方を援用できること、連結対象とすると業規制上の影響が大きいこと、などから、連結の範囲に含める必要がないのではないかと。</p>	
<p>追加検討②－支配力基準の具体的な適用について</p>		
<p>16) パワー及びリターンの評価</p>	<p>SPE 等の議決権により支配を判定することが困難な企業について、リターンの要素を考慮するとした場合であっても、一律にリターンによって支配を判断するのではなく、パワーの要素とリターンの要素の双方を適切に勘案した上で、子会社に該当するかどうかの判断を行うとする論点整理 67 項の考え方に同意する。SPE 等の議決権により支配を判定することが困難な企業についてリターンの要素を考慮することにより、実質的な支配の判定がより明確になると考えられる。ただし、リターンの要素を考慮する場合であっても、パワーの要素の考慮が不要になるわけではないため、パワーの要素が存在する場合あるいは存在しない場合をどのように考えるかが引き続き論点となると考えられる。わが国のこれまでの取扱いとしては、議決権により支配を判定することが困難な企業については、リターンの要素（例えば融資や議決権の</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>無い出資、取引関係など）から支配の存在を推定し、緊密な者や同意している者の考え方をを用いて議決権による支配に含める実務が行われてきた部分もあると理解している。例えば、実務対応報告 20 号 Q1 2(3) では、リターンの要素を考慮しつつも、パワーの要素が存在していることが支配の判断の条件となっていると考えられる。したがって、単純にリターンの要素の存在をもって議決権の存在を推定すべきではなく、パワーの要素に関連付けて判定することが重要であると考えられる。</p> <p>論点整理 67 項において、自己の計算において議決権を全く所有していない場合には、緊密な者および同意している者の議決権の所有割合が 100 分の 50 超であって、かつ、一定の要件に該当していることに加え、例えば、当該他の企業が設立された目的や経緯、関与を有する者の役割を検討するとともに、(1) から(3)において、支配に関するパワーの要素とリターンの要素の考え方が記載されているが、支配力基準の適切な適用という観点から、「当該他の企業が設立された目的や経緯、関与を有する者の役割の検討」についての考え方を明示することが望ましいと考える。あわせて、いわゆる開発型 SPC といわれるものの取扱いについても明確化してほしい。</p> <p>リターンの要素を入れるというのであれば、その旨明確にすべきである。</p>	
	<p>論点整理 22 項において、今後、連結会計基準における支配の定義にリターンの要素を加味し、「リターン」は「投資のみならず他の企業への幅広い関与から生じ、当該他の企業の活動によって変動するものであり、プラスにもマイナスにもなり得るものである」としている。その場合に、アセットマネージャーの受け取るインセンティブフィーといった業績に応じて変動するフィーについては、アップサイドはあるが損失を補填するなどのダウンサイドがないため、「リターン」には含まれないことを確認したい。</p> <p>例えば、ファンドマネージャー（FM）が資金を拠出していない状況においては、当該 FM は、資金拠出者のリターンのために活動していることから、67 項(1)より、一般的には、当該 FM はファンドを連結する必要はないとの理解で良いか。また、資産の運用成績に応じて受けとるファンドマネジメントの報酬が変動する場合であっても同様との理解で良いか。資産の運用成績に応じて受けとるファンドマネジメントの報酬が変動する FM の場合、支配力基準の適用において、検討が必要になると考えられるが、たとえば、以下のようなケースでは、FM はファンドに支配力がないのではないかと考えられるため。FM が資金を拠出していない状況において、受け取るファンドマネジメントの報酬が固定部分と資産の運用成績に応じて変</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>動する部分から構成されている（ただしファンドマネジメントの変動部分はマイナスにはならない）FM の場合、FM はファンドの損失を負担しないこととなる。この場合、FM がファンドの利益の過半を報酬で受け取るなど、明らかにファンドが FM のために設立されたと考えられる場合を除き、FM にファンドの支配力はないのではないかと考える。</p> <p>論点整理 67 項の記載により、他の企業の議決権を全く所有していないアセットマネージャーの連結に関して一定の考え方が示されていると理解しているが、アセットマネージャーが TK 出資を併せて行っている場合、ここでいう「パワーの要素とリターンの要素の双方を適切に勘案」する場合の考え方について、設例を用いるなどして明確にして頂きたい。</p> <p>自己の計算において議決権を全く所有しておらず、一定の要件を満たす場合に非連結とする例を示しているが、セームボートのように、自己の計算において 100 分の 50 以下の議決権を有している場合であっても同様の取扱いが可能となることを明示していただきたい。</p>	
17) ノンリコース債務の取扱い	<p>財規 8 条 7 項の見直しにあたっては、SPC が連結された後においても、英国基準で認められている結合表示（linked presentation）のように、実質的にオリジネーターがリスクを負担しないノンリコース部分については、オリジネーターの連結決算において相殺又は間接控除ができるような手当を同時に検討していただきたい。金融商品会計基準・不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理等におけるオフバランスの認識要件そのものが変わらず、SPC 連結要件のみが厳格化されてしまうと、単体決算では引き続きオフバランス・譲渡損益認識を継続し、連結決算においてそれを再度オンバランス・譲渡損益消去を行う結果となっており、個別・連結決算での乖離が大きくなる可能性がある。また、譲渡益が発生するケースでは、SPC とオリジネーター間では資関係がなく連結納税は適用できないことから、当該譲渡益がオリジネーターの課税所得を構成することとなり、税負担も増加してしまう。</p> <p>SPE を連結する場合、SPE のノンリコース債務は、連結財務諸表提出会社の債務とは切り離されるべきものと思料される。そのため、論点整理 67 項脚注 21 に記載されているような「経済的な実態を表わすために、同時に相殺して表示するような会計基準」について整備して頂きたい。このような会計基準を整備することにより、連結財務諸表提出会社の実態を反映した財務諸表になり、財務諸表利用者にとって有益な情報となりえるものと思われる。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>連結対象とするものの、経済的実態を表すために、資産と負債を相殺して表示するような会計基準を整備するという考え方も示されているが、ノンリコース債務の性格をとらえた妥当な処理と思われるので、この方向で議論を進めていただきたい。</p> <p>他の資産に遡及しないノンリコース債務は、通常の債務と性格が異なるので、連結グループの LTV（借入比率）等の各種指標計算において除外できるような表記の工夫及びその趣旨の明示等について検討していただきたい。</p>	
追加検討③－関連会社に該当するかどうかについて		
18) 取扱いを明確にすべき	<p>SPE は、「特別・特殊」な会社であるため、一般の会社と必ずしも同様に取り扱う必要はないと思われる。特に、流動化の SPC は、損益ゼロが一般的であり、コストをかけて当該 SPC を関連会社として扱うべき理由に乏しいと思われるが、欧米においても SPE を関連会社として扱う方向で検討されているのか確認したい。関連会社の基準を設ける等するのであれば、論点整理 67 項と同様の手当てをお願いしたい。</p> <p>連結されない SPE が関連会社に該当するかどうかの取扱いが現状明確ではないため、論点整理 68 項、69 項に記載されているとおり、連結範囲の整備に併せて、関連会社の取扱いについても整備して頂きたい。</p> <p>支配力基準にリターンの要素を明確にするのと同様に、関連会社の判定に関する影響力基準にもリターンの要素を明確にすることが適当と考える。</p> <p>連結子会社には該当しない SPE が関連会社に該当するかどうかは、関連会社に該当しない場合の要件と整合的に検討すべきである。</p> <p>非連結の SPE が関連会社に該当するかどうかの取扱いについて明確にしていきたい。</p>	
【論点 4】SPE に関する開示について		
19) 財務諸表利用者のニーズや財務諸表作成者の負担を考慮すべき	<p>論点整理 81 項において、SPE 及びそれに類似する企業に関する開示を拡充していくという方向性が示されているが、開示の検討にあたっては、開示対象及び開示項目についてやみくもに広げることはせずに、財務諸表利用者のニーズや財務諸表作成者の負担を考慮頂きながら、慎重な検討を行って頂きたい。</p> <p>オフバランスシート項目の開示については最近特に重要視されているので、開示の後退とならないように留意が必要である。しかしながら、作成者の実務負荷も相応に高まっていることから、合理的な範囲内で濃淡、めりはりをつけた開示要請とすべきと考える。具体的には、SPE を活用して事業を行うケースが多</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>い業種、業態と然程でもない一般の事業会社とで開示項目、メッシュを区分する等の手当てが必要と考える。なお、開示の拡充が求められるのであれば、周知徹底並びに準備期間を十分考慮した適用開始時期とするよう配慮願いたい。</p>	
	<p>参考開示例 1、2 に示されている開示情報は、外部投資家の非協力等で収集が難しいことがありうる。非連結の SPE について開示する内容については、実際に収集・把握できる情報かどうかについて調査を行い、実現可能で必要最小限なものとしていただきたい。SPE 及びそれに類似する企業に関する開示を拡充していく方向が示されているが、開示対象が拡充され、出資の大半を他の投資家等から受けている非連結の SPE について過度の開示を行うことになれば、財務諸表提出会社と他の投資家等との関係悪化を招くことも考えられる。誰が開示主体になるかの整理も含め、慎重に検討していただきたい。</p>	
	<p>財務諸表の利用者にとって有益な情報となりうる開示については、欧米での議論を踏まえ、拡充を検討することは必要である。ただし、財務諸表作成者に過大なコスト負担とならないよう、コスト・ベネフィットを十分検討することが必要である。</p>	
	<p>連結対象とされた企業についての追加の開示、支配していないため連結対象としていないが関与のある企業などについて、財務情報の透明性を高めるため開示の拡充をすることに同意する。ただし、開示の対象となる企業の SPE に対する関与の内容を明らかにする等により開示の対象範囲を明確化し、過大な負担とならない配慮が必要であると考えます。</p>	
	<p>IFRS や USGAAP と合わせて開示の拡大を図るのは金融安定化フォーラムからの要請でもあり、同意する。ただし、開示内容については、企業間の比較可能性を高めるという観点から、SPE を組成した企業による SPE を連結対象とするかどうかの基準並びに連結対象とされている企業及び連結対象から除外されている企業についても開示するようにしてはどうか。また、ED10 等により導入されようとしている開示事項は詳細にすぎるため、作成及び監査の実行可能性に配慮すべきと思われる。</p>	
	<p>企業会計基準適用指針 15 号を廃止し、SPE 及びそれに類似する企業に関する開示を拡充していくという、今後の方向性に同意する。なお、ED10 の開示例は、非常に詳細、かつ、ボリュームのある内容である。したがって、開示する情報が、財務諸表を作成する側及び利用する側双方にとって、必要かつ十分であることが大事と考えるため、開示範囲が必要以上に拡散しないことを要望する。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
20) 連結対象とされた SPE に関する開示	<p>連結対象となる SPE については、開示の対象から除外することが適切であると考えられる。連結対象となる SPE は、その資産および負債が連結財務諸表に反映されており、その取引も連結手続上適切に内部取引として消去されている。また、わが国の会計基準においては、国際的な会計基準と異なり、SPE に対しても事業を営む典型的な企業と区別することなく支配力基準の考え方を適用し、連結の範囲を決定している。加えて、SPE に関する追加開示は、実務負担の大幅な増加が懸念される。</p>	
【論点5】 支配が一時的な子会社について		
21) 見直しに賛成	<p>財務諸表上の表示及び開示の問題は引き続き検討を要する事項ではあるものの、連結の範囲に含めるか否かについては明らかに基準差異となっていることから、連結の範囲に含めるべく早急に統一すべきと考える。ただし、その場合には売却目的保有、廃止事業の開示に関しては事業遂行上の制約、実務負担の観点から IFRS5 号で手当てされているものと同様の免除規定の整備が必須であると考え。国際的な会計基準同様の財務諸表の区分表示が求められるのであれば、こちらも周知徹底・準備期間を考慮した適用開始時期を設定願いたい。また、そもそも一時的と言う概念は、後から振り返って判断出来るものであるため、この概念を用いると悪用されるリスクは常に付きまとうため、この用語を用いない方向で検討すべきである。</p> <p>支配が一時的な子会社を連結の範囲に含めず、持分法を適用する現行の日本基準の取扱いを再検討することに賛成する。支配が一時的という判断の難しさや、一時的だからとして連結に含めない理由が十分に理解できないとともに、国際的な会計基準との差異については解消の方向で検討すべきと考える。</p> <p>連結の範囲に含めるという方向性自体は賛成である。</p> <p>本論点整理の今後の方向性に同意する。</p> <p>国際的な会計基準の動向を踏まえ貴委員会の廃止事業プロジェクトで検討されることに同意する。</p>	
その他		
22) 潜在的議決権の取扱い	<p>潜在的議決権の取扱いについては、検討対象に追加することが適切と考える。現行の我が国の会計基準では、支配の有無を判断する際に、オプションや転換可能な金融商品を考慮すべきかどうか、明確なガイダンスが示されていない。一方、企業結合に関連する会計基準においては、潜在的な株式について考慮すべきことが示されており（企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書三2. (1)及び企業会計基準21号「企</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	業結合に関する会計基準」20号(1))、これらの平仄を合わせる必要があると考える。また、IFRSでは、企業が他の企業の財務又は経営方針を支配できる力を有しているかどうかを評価する際に、潜在的議決権の存在及び影響を検討することとされており（IAS27号14項）、このような定めが我が国の会計基準に必要かどうか検討することが有用であると考えます。	
23) 他の基準との関係	<p>連結財務諸表におけるSPEの取扱いは、単に連結の範囲の問題ではなく、その他の金融商品会計や、公正価値測定、認識・消滅なども密接に関連する問題である。しかも、これら一連の金融商品会計については、現在の金融危機下において、金融安定化フォーラムの下で、IASB・FASB中心に緊急対応が検討されているところである。また、最近の有価証券の保有区分に関する会計基準改訂の際に見られたように、会計基準のわずかな差異が金額的に大きな差異につながり、level playing fieldの議論や、ひいてはaccounting standard arbitrageを誘発する危険性がある。このような状況に対応するため、本件に関しては国際的な会計基準の最新の動きにタイムリーに平仄を合わせる必要があり、それが可能となるような周辺整備が必要である。</p> <p>我が国の会計基準では議決権の100分40という数値基準を判断の入り口に置いているが、これは、今後国際的な会計基準との比較検討をする上において障害となるので早急に排除すべきである。</p> <p>SPEを新たに連結する場合、会計処理によっては「のれん」が発生することも考えられるため、その具体的な処理方法について示されることを特に求めたい。</p> <p>論点整理で掲げられた議論を進めるには、連結財務諸表の情報が何を目的に作成されるのかを最初に示してから論点を整理するのが望ましいと考える。</p>	
24) 設例	<p>論点整理全般を通じ、連結財務諸表におけるSPEの取扱い、支配の定義と支配力基準の適用等につき具体的な取扱いが明確になっていないため、実務上の運用を行う際に監査人との個別協議が必要となり、各社における取扱いに相違が生じる事態が想定される。また、財務諸表利用者にとっても混乱を生じさせる可能性もある。今後、会計基準等の作成にあたっては、設例等による具体的な取扱いの提示を行うなどして、会計処理に差が生じない基準の整備をお願いしたい。</p> <p>論点整理全体が抽象的な考え方を示すに止まっているため、今後「連結財務諸表におけるSPEの取扱い」等を策定する際には、会社間で会計処理に差が生じることがないように、設例の提示などできるだけ具体的</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	な会計処理を明示していただきたい。	
25) 経過措置等	<p>連結会計基準の整理により、各社の貸借対照表、損益計算書に大きな影響を及ぼす事態も想定されることから、経過措置の導入などにより実務的に大きな影響を与えないようご配慮頂きたい。</p> <p>国際的な要請等により「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三」の見直しが不可避であっても、経済状況を考慮したうえで、実施時期の延期や経過措置の導入について十分配慮することが必要である。</p>	